

調査票記入上の注意

この調査は、無記名で行います。

調査結果は統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることはありません。ありのままをご記入くださるようお願いいたします。

- ①平成22年 月 1日現在でご記入ください。
- ②ボールペンまたは鉛筆ではっきりと書いてください。
- ③回答は、該当する番号を○で囲むか、必要事項を記入してください。「その他」のときは、()内に具体的な内容を記入してください。
- ④調査票記入後は、調査票を同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。
- ⑤提出期限：平成22年 月 日 () ※当日消印有効

【この調査についてのお問い合わせ】

八戸市 市民生活部 男女参画国際課 男女共同参画グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

TEL：43-9217 / FAX：47-0746

電子メール：danjokokusai@city.hachinohe.aomori.jp

問1 主な業種について、次の中から **1つ選んで○**をつけてください。

1. 農林漁業
2. 鉱業、砕石業、砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業
8. 卸売業、小売業
9. 金融業、保険業
10. 不動産業、物品賃貸業
11. 学術研究、専門・技術サービス業
12. 宿泊業、飲食サービス業
13. 生活関連サービス業、娯楽業
14. 教育、学習支援業
15. 医療、福祉
16. 複合サービス事業
17. サービス業
18. その他（具体的に)

問2 貴事業所の職種や役職ごとの常時雇用者数について、男女別に記入してください。

		正社員		パート・アルバイト等	
		男性	女性	男性	女性
職 種 別	事務職	人	人	人	人
	製造・作業職	人	人	人	人
	販売・サービス職	人	人	人	人
	営業職	人	人	人	人
	技術・専門職	人	人	人	人
	管理職	人	人	人	人
	└ 役員・部長相当職	人	人	人	人
	└ 課長相当職	人	人	人	人
	└ 係長相当職	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人
合 計		人	人	人	人

※正社員とは、貴事業所で正規職員・正規採用等と位置づけている人のことと解釈してください。

問3 貴事業所の正社員の平均年齢及び平均勤続年数（1年未満は四捨五入）を男女別に記入してください。

- (1) 平均年齢 男性_____歳 女性_____歳
(2) 平均勤続年数 男性_____年 女性_____年

※正社員とは就業規則の適用を受け、正規職員・正規採用等と呼ばれる人を言います。

女性の活用についてお聞きします

問4 女性従業員を活用するために、貴事業所ではどのような取り組みをしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 募集や採用条件を見直し、女性の積極的な採用に努めている
2. 女性の職域を拡大し、配属している
3. 女性の職域拡大や管理職登用に資する知識や能力、資格取得のための教育、研修への女性の参加を奨励している
4. 女性活用の重要性や必要性について啓発している
5. 女性が働きやすい設備を整備している（男女別のトイレや更衣室など）
6. 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している
7. 特に何もしていない（理由 _____）
8. その他（具体的に _____）

男女共同参画意識についてお聞きします

問5 貴事業所での男女共同参画意識（性差のない取り組み）についてお聞きします。あてはまる番号すべてに○をつけてください

1. 募集や採用条件には性差なく積極的な採用に努めている
2. 性差なく職域を拡大し、配属している
3. 職域拡大や管理職登用に資する知識や能力、資格取得のための教育、研修への参加を性差なく奨励している
4. 特に何もしていない（理由 _____）
5. その他（具体的に _____）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についてお聞きします

問6 男女が共に働きやすい職場整備のための貴事業所での取り組みについてお聞きします。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 知識や能力に応じた評価制度の確立
※評価制度：長時間勤務をすることや、休まず働いたことが評価の対象にはならないという評価制度
2. 環境整備（男女別のトイレや更衣室の設置など）
3. 勤務時間等の雇用管理の見直し
4. 男性労働者への育児参加についての奨励
5. 労働時間の見直し（育児、介護、地域活動等に参加しやすい雇用環境の整備）
6. 時間外労働（残業）を縮減できるような事務の効率化に取り組んでいる
7. 在宅就業（テレワーク）に取り組んでいる
8. 特に何もしていない（理由 _____）
9. その他（具体的に _____）

セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みについてお聞きします

問7 セクシュアル・ハラスメントに対する取り組みを何かしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 事業所内に相談窓口を設置している ※平成21年度相談件数_____件
2. 対策委員会等の機関を設置している
3. 事業所内研修を実施して啓発している
4. 就業規則等にセクシュアル・ハラスメント禁止を規定している
5. 現在、検討中又は計画中である
6. 特に何もしていない(理由 _____)
7. その他(具体的に _____)

育児・介護に関する制度や利用状況についてお聞きします

問8 貴事業所が規定する育児休業期間は子が何歳に達するまでですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 1歳6ヶ月に達するまで ※法定どおり
2. 1歳6ヶ月以上2歳未満まで
3. 2歳以上3歳未満まで
4. 3歳以上 (具体的に何歳までかお書きください _____ 歳まで)
5. その他(具体的に _____)
6. 特に何もしていない(理由 _____)

問9 育児休業制度の有無にかかわらず、全ての事業所にお聞きします。

(1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に

ア. 配偶者が出産した男性従業員_____人 イ. 出産した女性従業員_____人

(2) (1)の従業員のうち、育児休業を取得、又は取得予定の

ア. 男性従業員_____人 イ. 女性従業員_____人

(3) 育児休業を取得した(取得予定)期間はどれぐらいですか。男女別に記入してください。

- | | | |
|---------------|----------|----------|
| 1. 3カ月未満 | 男性_____人 | 女性_____人 |
| 2. 3カ月以上6カ月未満 | 男性_____人 | 女性_____人 |
| 3. 6カ月以上1年未満 | 男性_____人 | 女性_____人 |
| 4. 1年以上2年未満 | 男性_____人 | 女性_____人 |
| 5. 2年以上3年未満 | 男性_____人 | 女性_____人 |
| 6. 3年以上 | 男性_____人 | 女性_____人 |

問 10 働きながら子育てを行う従業員に対する制度の制定状況について、それぞれあてはまる番号すべ
てに○をつけてください。

- | | | | | |
|------------------------|--------|--------|---------|-------|
| (1) 所定外労働をさせない制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (2) 短時間勤務の制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (4) フレックスタイム制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (5) 事業所内託児施設 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (6) 復帰に備えた業務等に関する情報提供 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (7) 育児休業中又は復帰前後の講習等の実施 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (8) 給与等の全部又は一部を支給等 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (9) 育児休業中の生活資金の貸付制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (10) その他（具体的に | | | |) |

問 11 貴事業所は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しましたか。あてはまる番号1
つに○をつけてください。

1. 策定済 2. 策定中 3. 策定予定 4. 未定

※次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画とは？

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成 17 年 4 月「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

この法律に基づき、301 人以上（平成 23 年 4 月 1 日以降は 101 人以上）の労働者を雇用する事業主は、労働者の仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室に届け出る義務があります。また、300 人以下（平成 23 年 4 月 1 日以降は 100 人以下）の場合も、同様に行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室へ届け出るよう努めなければなりません。

問 12 貴事業所には、介護休業制度の規定がありますか。

1. ある 2. ない（理由

問 13 介護休業制度の有無にかかわらず、全ての事業所にお聞きします。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に介護休業を取得した人は

ア. 男性従業員 人 イ. 女性従業員 人

(2) 介護休業を取得した期間はどれぐらいですか。男女別に記入してください。

- | | | | | |
|------------------|----|---|----|---|
| 1. 通算して 93 日まで | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 2. 93 日以上 6 カ月未満 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 3. 6 カ月以上 1 年未満 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 4. 1 年以上 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 5. 制限無し | 男性 | 人 | 女性 | 人 |

問 14 働きながら家族の介護を行う従業員に対する制度の制定状況について、それぞれあてはまる番号

1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|
| (1) 短時間勤務の制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (2) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (3) フレックスタイム制度 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (4) 介護に要する経費の援助措置 | 1. 制定済 | 2. 制定中 | 3. 制定予定 | 4. 未定 |
| (5) その他（具体的に | | | |) |

問 15 貴事業所には、看護休暇制度の規定がありますか。

1. ある 2. ない（理由)

問 16 看護休暇制度の有無にかかわらず、全ての事業所にお聞きします。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に看護休暇を取得した人は

ア. 男性従業員 人 イ. 女性従業員 人

(2) 看護休暇を取得した期間はどれぐらいですか。男女別に記入してください。

- | | | | | |
|-----------|----|---|----|---|
| 1. 1～3 日 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 2. 4～5 日 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 3. 6～8 日 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 4. 9～10 日 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| 5. 11 日以上 | 男性 | 人 | 女性 | 人 |

助成金制度についてお聞きします

問 17 次の助成金制度を知っていますか。それぞれあてはまる番号 1つに○をつけてください。

- (1) 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行った時や、育児休業者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職に復帰させた時などに支給される「両立支援レベルアップ助成金」
1. 知っている 2. 知らない
- (2) 常用労働者 100 人以下の企業において、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が平成 18 年 4 月 1 日以降、初めて生じた事業主に支給される「中小企業子育て支援助成金」
1. 知っている 2. 知らない
- (3) パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均衡処遇に向けた取組みを行った事業主に支給される「パートタイマー均衡待遇推進助成金」
1. 知っている 2. 知らない
- (4) 労働者の育児休業期間中に、又は短時間勤務制度を利用させ、事業主が独自に一定期間以上の経済的支援を行った場合に支援額の一部が助成される「育児休業取得促進等助成金」
1. 知っている 2. 知らない

※上記助成金制度は、財団法人 21 世紀職業財団、各都道府県労働局、ハローワークが行っている、事業主のための助成金制度です。

行政の取り組みについてお聞きします

問 18 雇用の場において男女共同参画を進めていくために、今後、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 職場における男女の均等な取り扱いについて、周知徹底を図る
2. 女性の管理職を積極的に登用するよう事業主に働きかける
3. 育児・介護休業法の啓発・推進をする
4. 再就職支援や就職情報の提供を充実する
5. 職業教育や職業訓練の場を提供する
6. 学校教育や社会教育等生涯学習の場で、男女平等や相互理解、協力についての学習を支援する
7. 保育施設やサービス、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる
8. 広報誌やパンフレットなどで、男女共同参画について PR する
9. その他（具体的に)

問 19 ご意見、ご要望などありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。